

○共立蒲原総合病院組合監査委員に関する条例

〔昭和44年10月22日〕
〔条例第3号〕

改正 平成25年3月26日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 監査委員の定数は、2人（人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任する監査委員は1人、議員のうちから選任する監査委員は1人）とする。

(定期監査)

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査の期日を毎会計年度の当初において定め、監査をしようとするときは、監査の期日前10日までにその旨を管理者に通知しなければならない。

(臨時監査)

第4条 法第199条第5項及び第235条の2第2項の規定により臨時に監査をしようとするときは、監査の期日前5日までにその旨を管理者に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(関係人の出頭、調査等)

第5条 法第199条第8項の規定により、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に帳簿、書類その他の記録の提出を求めるときは、期日前7日までにその旨を管理者及び関係人に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(請求又は要求による監査)

第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項及び第242条第1項の規定による請求若しくは要求に基づく監査又は第243条の2第3項の規定による請求に基づく監査をしようとするときは、当該請求又は要求があった日から7日以内にこれに着手するように努めなければならない。

(定例検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による出納の定例検査は毎月15日から起算して5日以内に行う。ただし、休日その他やむを得ない理由があるときは、これを

変更することができる。

(決算及び証書類の審査)

第 8 条 法第233条第 2 項の規定による決算及び証書類その他の書類の審査の結果に基づく意見は、審査に付した日から20日以内に管理者に通知しなければならない。

(監査結果の公表)

第 9 条 監査委員の行う告示及び公表は、共立蒲原総合病院組合公告式条例（昭和36年条例第18号）の規定に準じて行う。

(その他の事項)

第 1 0 条 この条例に規定するものを除くほか、監査、検査及び審査の執行に必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例制定前においてなされた監査に関する規定は、この条例に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成25年 3 月26日条例第 2 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。